

届け出をお忘れではありませんか？

国民年金は、20歳から60歳までの日本に住むすべての方が加入する制度です。厚生年金に加入している方が会社を退職したときは手続きが必要になります。忘れずに届け出をしましょう。

加入者(被保険者)の種類は3種類

- 第1号被保険者………自営業の方や学生で厚生年金に加入していない方
(国民年金保険料は自分で納めます。)
- 第2号被保険者………会社員、公務員などの方(厚生年金の保険料を納めます。)
- 第3号被保険者………第2号被保険者に扶養されている配偶者の方
(自分で国民年金保険料を納める必要はありません。)

届出・申請に共通の持ち物

- ・個人番号カード(マイナンバーカード)または通知カード等
- ・通知カードの場合は届出(申請)者の本人確認書類(※1)
- ・届出者が本人以外の場合は印かん
- ・年金手帳

	このような場合	手続きに必要なもの
国民年金に加入するとき	20歳になったとき (厚生年金加入者と厚生年金加入者に扶養されている配偶者以外の方) 令和元年10月以降に20歳になった方は、 <u>原則として加入手続きは不要</u>	・学生納付特例を希望する場合は、 学生証の写し(両面)または在学証明書(原本)
	60歳以前に会社などを退職したとき	・退職証明書、離職票など退職日が確認できる書類、年金手帳
	厚生年金に加入している配偶者の扶養からはずれたとき(収入増・離婚など)	・扶養喪失証明書など喪失日が確認できる書類、年金手帳
	・口座引き落とし、クレジットカードでのお支払いを希望する場合は、引き落とし口座の預金通帳と届出印、クレジットカード等をお持ちください。	

(※1) 本人確認書類

① 1枚で足りるもの

運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、写真付き住民基本台帳カード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳

② 2枚以上の組み合わせで足りるもの

健康保険証、年金手帳、年金証書、預金通帳、学生証等

上記以外の届出

会社などに就職して、厚生年金に加入したとき………勤務先から年金事務所へ届出がされます。

住所・氏名が変わったとき………日本年金機構が行いますので届出は省略されます。

～年金受給権者の場合～

年金の受け取り先を変更するとき

市役所に届出書がありますので、振込を希望する金融機関の預金通帳と年金証書をお持ちください。

年金を受給している方が亡くなったとき

市役所から年金事務所に受給していた年金を確認後、必要となる手続きについてご案内します。

大切な“年金手帳”…生涯の大切なパートナーです

年金に関する手続きは、基礎年金番号またはマイナンバー(個人番号)により行います。

国民年金や厚生年金に加入すると年金手帳(基礎年金番号)が交付されます。この「年金手帳」は、年金に関する手続きの時や就職した時に、必ず提出を求められます。また、勤務先が変わったり住所が変わっても一生変わらず使用しますので、なくしたり、汚したりしないで大切に保管してください。